

## 財務委員会規程

制定：平成18年6月30日

### (目的)

第1条 本規程は、日本保全学会（以下、「本会」という）定款第42条に基づいて設置された委員会の活動のうち、本会の財務を監視・助言するための基本事項を定める。

### (役割)

第2条 本委員会の役割は、次のとおりである。

- (1) 本会財務の管理方法に関し、適切に助言する。
- (2) 本会の財務基盤の健全性を確保する必要がある時には、方策を提言する。その実行については企画運営委員会で検討する。

### (組織・任期等)

第3条 本委員会の委員は、会員（正会員）の中から選任する。具体的には、財務委員選考委員会が審議のうえ財務委員の候補者を選任し、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。なお、財務委員選考委員会は理事長、財務委員長及び財務委員会が指名した会員（合計約3名）から構成される。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、交替または増員により委嘱された場合は、前任者または他の現任者の任期と同様とする。

第4条 本委員会には委員長1名を置く。また、必要に応じて、副委員長、幹事を複数名置くことができる。任期は委員の任期に順じ、再任は妨げない。

- 2 委員長は委員の互選にて選任し、副委員長、幹事は、委員長が委員の中から指名する。委員長は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。

### (運営)

第5条 委員長は本委員会を招集し、主査する。副委員長は委員会主査に関し委員長を補佐し、委員長に不慮の事故等があるときにはその職務を代行する。

第6条 本委員会の開催は、年度末及び年度初めの開催を原則とする。

- 2 本委員会開催の必要性が生じたと判断される場合には、原則として委員長はこれを考慮し、委員会を開催する。
- 3 緊急を要する審議等に関しては、委員長の判断で書面（電子メール、FAX等）又はweb会議により本委員会を開催し、審議を行うことができる。

第7条 本委員会は、委員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

- 2 議決を要する案件については、出席者の過半数をもって決する。

第8条 その他の運営に必要な事項は、運営内規に定める。

(委員会の権利)

第9条 本委員会は、本会の財務に関する報告を受ける権利を持つ。

2 事務局は、本委員会に協力しなければならない。

(議事録の作成)

第10条 本委員会の議事録は、原則として副委員長又は幹事又は指定された委員が作成する。議事録は、事務局が保管する。

(事務局)

第11条 本委員会の事務局は本会の事務局が務める。

(その他)

第12条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則（平成19年3月22日） この変更規程は、平成19年3月22日から施行する。

附則（平成21年7月13日） この変更規程は、平成21年7月13日から施行する。

附則（2020年6月29日） この変更規程は、2020年6月29日から施行する。